

後見DE貢献

～IKUKO のつぶやき～



2026年2月1日 №.72

発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021 東京都国分寺市南町三丁目22番2号

ゼルバビル4階

TEL 0423000255 fax 0423000256

office@kunimatu.jp



立春の候、寒さの中にも春の気配が感じられる頃となりました。これからますます成年後見制度への関心が高まってくる時期でもありますので、皆さまのお役に立つ情報を丁寧にお届けしてまいります。

さて、今回は高齢者向け施設について前号に引き続き取り上げています。

過去に弊法人が後見人を務めたお客様である介護老人保健施設（通称：老健）に入所されていた方がいらっしゃいました。老健は通常一時的な施設と言われているため、3か月単位で退去を検討すべき時期がやってきます。ところが、その老健では長期間いても差し支えない様子で、それに甘え、こちらとしても数年にわたりお世話になったことを覚えています。そうは言ってもその方は要介護4であったため、特別養護老人ホーム（通称：特養）の申込は後見人として常に行っていました。そして、いよいよ空きが出てその特養へ移ることになり、介護タクシーの移動の際、ご一緒したことを覚えています。

面白いもので当該老健、現在弊法人が後見監督人を務める方がちょうど入所されており、やはり長期間いても差し支えないようなのです。お世話になる側としては、他の施設へ入居するためのつなぎの場所として存在いただけることは、とてもありがたいことだと思います。

IKUKO の三識 ～知識～見識～胆識

IKUKO

◆◆◆高齢者向け施設の特徴◆◆◆



特別養護老人ホーム（通称：特養）

原則「要介護3以上」の認定を受けている方が対象となる施設。民間の施設と比べ、低価格でサービスを受けることができる。そのため待機者が多く、入居までに時間がかかるでしょう。介護度や生活環境等の情報を鑑み、緊急性の高い方から優先的に入居できる仕組みのため、申し込み順ではない。

介護老人保健施設（通称：老健）

在宅生活が難しい「要介護1以上」の方が、集中的にリハビリテーションや医療的ケアを受けながら在宅復帰を目指す施設。リハビリに特化しているため、作業療法士や理学療法士も常駐している。このような特性から、入居期間は3~6ヶ月とされているが、場合によっては延長されることもある。

介護医療院

要介護状態で日常的に医療的なケアも必要な方のための施設。経管栄養やたん吸引といった、他の施設ではなかなか対応の難しいケアもできる。また、看取りやターミナルケア（終末期医療）も提供しているため、長期療養が可能。

ケアハウス

比較的経済的な負担が軽いのが特徴の、軽費老人ホームの一つ。一般型（自立の方が対象で、家事等の生活支援サービスのみ提供される）と介護型（一般形に加え、介護サービスも利用可能）がある。いずれも60歳以上の方が対象で、自宅での生活に不安のある方が対象。

前号は民間施設、今号では公的施設を紹介しました。施設というと「終の棲家」というイメージが強いですが、老健のように短期間の入居で在宅復帰を目的とする施設もあるのです。また、医療的ケアをどれだけ必要とするかなども施設選びには重要なことです。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^〇^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントでき
ました！！
どうぞよろしく☆

